

議案第12号

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請書受付業務を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

勝山市後期高齢者医療に関する条例(平成20年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。